

介護サービスをご利用の皆さんへ

介護サービスの利用者負担

令和6年度介護保険負担割合証(適用期間8月1日～令和7年7月31日)は、要介護認定を受けている方および総合事業対象者に7月に送付する予定です。なお、新規で要介護認定を申請した方には、要介護認定・要支援認定等結果通知書と一緒に負担割合証を送付します。

介護保険課介護認定係

☎(3546)5385

施設サービスなどを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減する制度(負担限度額認定)

特別養護老人ホームやショートステイなどを利用すると、介護費用の他に食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。低所得の方の施設利用が困難にならないように、この認定を受けると、所得の段階に応じた食費と居住費(滞在費)の限度額までを自己負担として支払い、残り

の差額を介護保険から施設に給付します。

この制度の認定証の有効期限は7月31日まで

認定証をお持ちの方には、更新のご案内と申請書類を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

また、現在認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定している方の新規申請を随時受け付けています。



介護保険負担限度額認定(区HP)

介護保険を利用する際の負担を軽減する区の独自サービス

生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減制度

生計困難な方が、軽減制度を取り扱っている事業者で対象のサービスを利用した場合に、介護サービス費

や居住費、食費に係る利用者負担額の4分の1を軽減します。制度の利用には申請が必要です。



生活困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減制度(区HP)

介護保険給付の量を補う区の独自サービス

寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス

家族などの介助だけでは入浴ができない要介護5の方で、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

この制度の認定期限は7月31日までです。現在認定を受けていて要件に該当する方には、更新のご案内を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

高齢者住宅設備改善給付

要介護・要支援と認定された方、非該当となった方のうち、身体機能

の低下による手すりの取り付け、浴槽、流し台、洗面台などの改修が必要になった方に、住宅設備改善給付を行います。利用に当たり、事前に高齢者住宅設備改善アドバイザーがご自宅に訪問し、ご本人の心身の状況、家屋の構造、介護サービスの利用状況などを把握した上で、改修などの助言や提案を行います。

◎寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス、高齢者住宅設備改善給付の申請に当たっては担当ケアマネジャーまたはおとしより相談センターにご相談の上、申請してください。

介護事業者情報検索サイトのご案内

お住まいの地域やご希望に即した介護事業者の情報を検索できるサイト「けあプロ・navi」を運用しています。介護事業所をお探しの際は、ぜひご利用ください。



介護事業者情報検索システム(けあプロ・navi)

介護保険課事業者支援給付係

☎(3546)5377

「見守りキーホルダー」「救急医療情報キット」

をご活用ください

見守りキーホルダー

外出先で保護され身元が確認できなかった場合などに、事前登録した番号をおとしより相談センターに問い合わせることで、迅速に氏名・緊急連絡先が確認できる「見守りキーホルダー」を配布しています。

対象

65歳以上の高齢者(40歳以上の要支援・要介護認定者を含む)で外出に不安などがある方

◎事前に緊急連絡先となる方(2人)の氏名・住所・電話番号を確認の上、申し込みいただきます。

◎キーホルダーの携帯が困難な場合、

アイロンで衣類に接着できる布製ラベルも併せて希望者に配布します。



▲見守りキーホルダー



▲見守りアイロンラベル

救急医療情報キット

自宅で倒れた時に救急隊が適切な救助を行えるよう、緊急連絡先や血液型などを記入して冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を配布しています。

対象

65歳以上の高齢者のうち1人暮らしや高齢者のみ世帯の方などで緊急時に不安などがある方



▲救急医療情報キット

共通

申し込み方法

区内のおとしより相談センターまたは区役所4階高齢者福祉課で申し込む。

京橋おとしより相談センター

☎(3545)1107

日本橋おとしより相談センター

☎(3665)3547

人形町おとしより相談センター

☎(5847)5580

月島おとしより相談センター

☎(3531)1005

勝どきおとしより相談センター

☎(6228)2205

晴海おとしより相談センター

☎(5547)4871

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎(3546)5354

高齢者の地域見守り活動実施団体として活動しませんか

区では、1人暮らしの高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の皆さんによる「地域見守り活動」を支援しています。

これから取り組みを始めたい、また取り組みを充実したいとお考えの団体は、ご連絡ください。

対象団体

地域の方がおおむね5人以上で組織する団体

◎少人数の取り組みも対象としますので、ご相談ください。

見守り対象高齢者

65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯の方など、おおむね10人以上

活動内容

・見守り対象者のご自宅への訪問やまち中で見かけたときの声掛け、集会室で対象者参加のお茶会を開く活動

- ・見守り対象者の異変に気付いたときのおとしより相談センターへの相談や連絡
- ・緊急時の警察への通報
- ・おとしより相談センターへの定期的な活動報告 など

区の支援内容

見守り対象者1人につき年間3,000

円を上限に助成します。見守り対象者への誕生日などのプレゼント代、お茶会を開く場合の茶菓代、団体の通信費や打ち合わせ経費などの運営費に利用できます。詳しくはお問い合わせください。

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎(3546)5354

令和6年度介護保険料の決定

65歳以上の方の令和6年度介護保険料を決定しました。

介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書を6月中旬に発送します。

詳しくは、同封の介護保険料決定のお知らせをご覧ください。なお、通知書は再発行ができません。

また、保険料を滞納すると、延滞金の加算や、介護サービスを利用する際の自己負担が増える場合があります。

令和6年1月2日以降に転入された方や住所地特例施設に入所されている方

6月以降に所得状況を前住所地な

どに照会します。それに伴い、保険料が変更になる場合があります。

保険料の減免

災害など特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

介護保険課介護認定係

☎(3546)5641

延滞金について

保険年金課収納係

☎(3546)5365

（知っていますか？） 認知症サポート電話

保健師やソーシャルワーカーなどの専門職員が、認知症ではないかと思悩んでいるご本人や、認知症の方を介護しているご家族のさまざまな悩みについての相談を電話でお受けします。匿名でも構いません。

必要に応じて、自宅にお伺いすることもできます。

電話相談

月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

相談専用電話

☎(3546)5286

介護保険課地域支援係

☎(3546)5379

凡例
※費用の記載がないものは無料
☎問い合わせ(申込)先
HPホームページ
Eメールアドレス